

国土審議会土地政策分科会企画部会国土調査のあり方検討小委員会
(平成26年第3回)

(地籍整備課国土調査企画官) お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から、国土審議会土地政策分科会企画部会国土調査のあり方に関する検討小委員会を開催させていただきます。委員の皆様方には、本日はお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。私、事務局を務めさせていただいています国交省土地・建設産業局地籍整備課の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まずお手元の配布資料の確認をさせていただきます。上から順に、議事次第、座席表、委員名簿、それから資料1、資料2の1、2の2、資料3とございます。また今週24日に平成26年3月までの地籍調査の実施状況につきまして、記者発表いたしましたので、その発表資料をご参考までに配布させていただいております。もし資料等ご不足等ございましたら、事務局におっしゃっていただければと思います。

また本日、山本委員と渡邊委員は、ご都合によりましてご欠席されるという連絡をいただいております。

それでは、これ以降の議事運営は委員長にお願いしたいと存じます。清水委員長、よろしくお願いいたします。

(清水委員長) はい、承知しました。それでは今回は第3回ということで、検討小委員会の最終回でございます。委員会としての報告書の案についての審議もでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それではお手元の議事次第に沿いまして、議事を進行してまいりたいと思います。まず2の(1)「第2回検討小委員会でのご指摘事項について」ということで、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

(地籍整備課長) はい、それでは地籍整備課長でございますが、よろしくお願いいたします。資料に従いまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。資料1でございますが、前回のご指摘事項について、当方でまとめたものでございます。項目ごとに分かれておりますが、社会・経済の動向、それから地籍調査関係等々書いてございますので、それに従いまして、順にご説明いたします。

まず社会・経済の動向等で、清水委員長から南海トラフ地震、首都直下地震への対応に向け、東日本大震災における地籍調査に係る教訓等をまとめるべきであると。それから中林委員のほうから、都市の防災・復旧、そのためのまちづくりのきっかけとして、地籍調査の重要性をアピールすべきというようなご指摘をいただきましたので、資料のほう、まとめてございます。

資料2の1をご覧くださいと思います。1枚めくっていただきますと、東日本大震災の被害の概要ということでまとめております。まず最初、表のほうですが、参考に、阪神淡路大震災との比較を掲載しております。

特徴といたしましては、やはりわが国観測史上最大の地震で、地震、津波、原発というトリプル災害であると。それから何と言っても、津波の被害がございまして、多くの建物等が流失・全壊し、現地における境界標がなくなってしまったという、これが大きな話ではないかと思っております。それから地殻変動ですね、水平方向、それから沈下ですね、そういったものが起こっております。

そして、東北地方はやはり比較的地籍が進んでいたということで、この地籍調査の成果が迅速な復旧・復興事業に貢献したという事例が見られております。反対に、地籍調査を実施していない地域では、境界確認のための立合等に時間を要して、必ずしも迅速な用地取得が行えない場合もあったといったこととございます。

ただ、これはいろいろな要因が複合して起こっておりますので、地籍調査の要因がどの程度だったかということについては、なかなか評価しづらいのかなというふうに思っております。それから、3年経った現在でも、防潮堤建設等のための用地立合が完了していない場合もあるといったようなこととございます。

以下、その具体的なものを少しお示ししております。2ページは写真でご覧いただけますように、津波で境界がわからなくなってしまうという状況が、見てとれるかと思っております。まったくわからなくなってしまうといったようなこととございます。

それから次のページでございますが、これは水平方向の移動と、垂直方向の沈下といったようなこととございます。これについては地籍調査をやっていれば、パラメータ変換ということができますので、そういった意味でも、地籍調査の効果があるのかなというふうに思っております。

それから4ページでございますが、東北地方、比較的調査が進んでいた地域ということとございまして、調査がされていないところは、この地図上の白いところとございますが、オレンジといますか、黄土色というか、そういう色のところは地籍調査が行われていたということで、大変広い範囲で行われているわけでありまして。緑色のところは国有林野でございまして、調査の対象外ということになっております。

特に沿岸部の浸水を受けたところだけは色を変えておりまして、地籍調査済みのところが青、それから地籍調査が行われていなかったところが赤ということで、赤の面積は少ないには少ないんですが、やはりやっていないところも残っていて、そのところではやっぱり大変なことになっていたということでございます。特に仙台ですとか、そういったところで、かなりまとまった面積の未調査地があったといったところとございます。

その次のページでございますが、これは第1回目にご紹介しました資料のまったく同じものでございます。特に名取市では、わかりやすい事例があったので、紹介しているということとございます。集団移転をしているわけですが、移転元、移転先、いずれも地籍調

査をやっていたということで、経費の面からは、1,000万円ぐらい、期間のほうはやはり1年ぐらいの節減になっているといったようなことでございます。

こういったことを踏まえまして、教訓として、次の6ページにまとめてございますが、まずは地籍調査を実施していない場合の作業は膨大かつ困難というふうに書いてございますが、地籍調査をやっておらずと、境界の情報が不明確な地図を用いて立会などを行わなければいけないというようなことで、やはり人員不足の状況の中で、限られた時間で迅速にいろいろ処理していなければいけないという市町村にとって、大変膨大で困難な作業が発生したといったところでございます。

他方、やはり地籍調査をやっているところの説得力は格段に高いということでございまして、有り体に申しますと、もう地籍図を示せば、すんなりと納得していただくというようなケースが多かったようでありまして、その辺の効果は、多くの担当者が実感されているということでございます。

括弧で書いてございますが、その他の要素でいろいろな支障が生じている場合もありますということで、地籍調査をやっていればすべてがうまくいくというところまでは言えないわけでございます。

それからもう1つ、都市部官民境界基本調査についても、被災後の用地取得において一定の意義があるということでございます。被災後の用地取得などにおいて、普段の用地取得より簡易な手法で買い取り額を決定しているような自治体もあるわけですし、こういうような場合ですと、仮に地籍調査を実施していなくても、都市部官民境界基本調査を実施しておくということで、一定の意義があるかと思っております。簡易な手法といいますのは、下のほうに書いてございますが、街区の外周だけを測量して、その中の私有地については、登記簿の面積で按分するといったような、これは事例でございますが、そういったようなケースもあるということでございます。

次の7ページでございますが、そういったことを踏まえて、今後、地籍調査の面でどういうふうに考えていくべきかということでございますが、まず1つは、被災した場合に、境界の復元が困難となる可能性がある地域等において、迅速に地籍調査を行うことが必要ということが基本かと思えます。

ただ、自然災害の可能性自体はもう国土全域にあるというふうに思われます。やはり相対的に災害の発生ですとか、土地境界標の喪失の可能性が高いところが、より緊急性が高いのではないかとこのように思っております。

そういうことで、特に緊急性の高い地域については、応急的な方策として、官民境界を把握するということが、一定の効果があるのではないかとこのように思っております。

この特に緊急性の高いということについては、やはり先ほど来申しておりますように、津波で境界標がなくなってしまうというようなところで、人口が密集していて、地籍調査をやりたいたいけれども、様々な事情で早急に地籍調査をやるのが困難であるといったようなところが対象なのかなというふうに思っております。

8 ページでございますが、これは当方、地籍整備課で具体的にこういった対応をいたしましたというご紹介であります。1 つは上段、3 行目のところで書いてございますが、通常ですと、地域の負担が、9 割が国庫負担ということになっておりますが、この被災地については、震災復興特別交付税措置というのがございまして、国庫 10 割で対応しておりますということでございます。

そして地籍調査が未実施、それから実施中、実施済みというケースごとに、それぞれ可能な対応をしておりますということです。未実施の場合は、国が官民境界の調査をする、あるいは市町村が実施する地籍調査を資金面で支援するといったようなこと。それから実施中のところは、今まさに調査しているところ、せっかく調査したけれど、地面が動いてしまったというようなところは、パラメータ補正をして、速やかに完了していると。それから実施済みのところで、どうしてももう一度調査しなきゃいけないというところは再調査をいたしましたということでございます。

そのほか制度としては、国が代行で地籍調査を実施できるような制度も作ったわけがございます。ただ、この実例は、結局ありませんという状況でございます。

それから9 ページでございますが、こういったことを踏まえまして、じゃあ今後どういうふうに対応していくべきかということでございます。先ほど来申しておりますように、津波の懸念というのが非常に大きいのかなと思います。南海トラフ巨大地震については、被害想定がはっきり出ておりますし、発生確率もかなり高いということで、相当な対応が必要なのかなというふうに思っております。

東日本震災との比較も書いてございますが、各指標において、べらぼうに大きな被害が想定されているということでございます。死者が32万3,000人と、全壊家屋数が238万棟、被害額も220兆円といったようなことでございます。津波浸水域もトータルでは東北震災の倍程度といったようなところでございます。

そういったところについては、今後の対応方針としては、やはり都市部官民境界基本調査を国が主体的、緊急的に実施していくということが1つ挙げられるのかなというふうに思っております。

そして首都直下地震、10 ページのほうにはそれを書いてございますが、こちらのほうも被害予測などがされておりますが、特に国の中枢機能に支障をきたすといったような、かなり大きな被害になるといったようなことでございます。ただこちらのほうは、津波が、都心部に来るといったような形ではないので、それはまた南海トラフとはちょっと違った対応かなと。やはり基本は、地籍調査をしっかり進めていくということになるかと思いますので、これは下の今後の方針のほうに書いてございますが、いま一生懸命実施しております地籍調査を一層推進していくといったようなことと、様々な支障が現場、現場であるということですので、そういったものの促進方策をきめ細かく検討していくといったようなことが必要なのかなというふうに考えております。震災関係については以上でございます。

また資料1のほうにお戻りいただきたいと思います。地籍調査関係ということで、1つは民間委託について、ご提言があったかというふうに思っております。三島委員のほうから、山村における地籍調査の推進にあたって森林組合を活用すべきというご意見をいただいております。

そういったことについて、資料2の11ページ以降に少しまとめてございます。11ページは、まず森林組合の現状ということで紹介をさせていただいております。森林組合は、そもそも森林生産力の増進等のために作られた組合ということになろうかと思っております。

全国で672組合があると。そういった方々の森林所有面積が1,089万ヘクタールということですから、我が国の私有林の相当な部分を占めているといったような状況でございます。

そして事業内容の中に、縷々書いてございますが、その中に境界測量調査等といったようなことで、われわれのほうにお力添えいただけるような項目も入っているといったようなことでございます。

じゃあ具体的に、12ページのほうでございますが、森林組合による地籍調査への取り組みに対する考え方ということでまとめております。基本的に関わり方としては2種類あるかと思っております。

1つは、事業主体そのものになってやっていただくやり方。もう1つは、市町村が事業主体で、そこから受注をして、お手伝いをさせていただくというやり方があるかと思っております。実績はそれぞれ7組合、29組合といったようなことで、全国で進められているわけです。

事業実施上の課題というところでございますが、事業主体としてやっていただくためには、自己負担を6分の1していただく必要があるといったようなことでございます。市町村から請け負う場合は、必要経費全部市町村からもらえるんですが、入札等で事業を獲得する必要があるということでございます。

評価としましては、いずれにしても、やはり林地境界の明確化に関するノウハウを有しておられる団体でございますので、地籍調査の促進に有意義だというふうに思っております。そのほか、林野庁の事業で境界明確化をやるような仕組みもありますので、その下に紹介をしておきました。

じゃあ実態的にどうなっているかということについて、事例を13ページにご紹介しております。静岡、岐阜、兵庫、島根ということでございますが、静岡の場合は、6市町で事業主体としてやっているということでございまして、市町村は公図等の関係資料は収集すると。それ以降の調査を森林組合連合会がやっていただいているということでございます。

それから岐阜県については、事業主体になっているところが1つの町、それから請け負ってやっているところが2つの市と村でございます。いずれも基本的な情報を地権者と共有しているですとか、それから組合の測量の能力が評価されているということで、うまくいっているというふうに聞いております。

それから兵庫県の場合は、事業主体になっているのが1市、それから請負が7市町というところでございます。こちらのほうもなかなか高い評価を得ていて、うまくいってると。それから地籍調査の成果を活用するという意味からも、森林組合にやっていただくというのは有意義であるといったような声がございます。

それから島根県のほうは、15市町のうちで10市町とかなり多いんですが、これは外注を受けているという形で関与しておられると。やっている仕事は一筆地調査だけだということでございます。これも調査が円滑に進んだと。今後も活用していきたいといったようなお声を聞いております。

森林組合については以上ですが、この外部委託ということについて、参考資料として、次の2つをご紹介したいというふうに思っております。14ページのほうは、長生郡市地籍調査協会というのがございまして、これは千葉県 の例でございます。これは10条2項制度の趣旨・目的に沿って、包括的に委託することが可能な法人として、平成23年に設立をしていると。千葉県長生郡市内の測量会社10社、土地家屋調査士5事務所が集まって、設立しているということでございます。平成24年度は、3町において受託をしているといったことでございます。

このメリットは、測量士と調査士さんのそれぞれの技術力を生かせるといったようなこと、それから地域に詳しい方が受託できるといったようなことです。それから市町村の負担が大幅に軽減されると。それから組織的に大きいので、大規模な事業にも対応できますと。それから各社の技術力の格差の解消にもつながるといったようなことでございます。

それから次のページでございますが、公益社団法人全国国土調査協会というのがございまして、これは昭和27年に発足した団体が発展してきておると。いま会員が758市町村ということになっております。この事業の中に、国土調査に関する技術援助といったようなものが入ってございまして、その一環として、地籍調査の受託をしているといったようなことでございます。

具体的には、新規着手市町村など、市町村の職員の能力が十分じゃないといったようなところの仕事を受けて、技術援助をやっていると。平成9年度以降、都内の16市区町村他1市から受託をしている実績がございまして。これまで延べ5カ所に現地事務所がございまして、平成25年度については、東京都羽村市に事務所があると。16名がいて、11市区町村の調査を実施しているといったようなところでございます。これはあとで報告書のほうに若干紹介をさせていただいているということでございます。

資料1のほうに戻っていただきまして、千葉委員のほうから、10条2項委託について、委託作業範囲が市町村により異なるので、運用のガイドラインを国が示す必要があるのではないかというご指摘を、これは別途、受けております。それについては、実績がある市町村、測量事業者等の協力を得つつ、適切な役割分担のあり方の整理について、検討してまいりたいというふうに思っております。

それから立会の弾力化についてということで整理をさせていただいておりますが、山野

目委員のほうから、地籍調査において、筆界特定制度の導入を検討すべきであるというご意見をいただいております。それについて、16ページに少し考え方を整理しております。そもそも筆界未定がどういう形になっているかということのを改めて紹介をさせていただいております。

調査のプロセスの中で、登記簿上の所有者を調査いたしますということです。その所在が確認できれば、立会を求めます。立会をしてくれない場合、あるいは立会をしたけれども確認ができないという場合は、筆界未定になると。

それから所在が不明の場合は、客観的な資料があればいいんですが、それが無い場合は、やはり筆界未定になってしまうという、この場合分けを、この表にして分けてございます。

下の筆界未定の筆数でございますが、これは24年度の調査のサンプリング調査、12万筆について抽出した調査の中で、筆界未定が1,557筆あったということでございます、全体の1.3%。不同意などのほうは1.12%、所有者不明のほうが0.14%といったような状況になっております。

それから次のページでございますが、じゃあ筆界特定制度をどういうふうに、いま活用しているかということでございます。まず①でございますけれども、地籍調査が始まる前に、法務局の職員の方に来ていただいて、地元説明会で筆界特定制度というものもありますよということを紹介していただいております。それから調査後ですね、筆界未定になってしまった土地の所有者に対しては、市町村からこういった制度がございますということをもた情報提供しているということでもあります。

筆界特定制度そもそもが、この筆界を決めるために、土地の所有権登記名義人等の申請に基づいて、筆界特定登記官が公的な判断を下すという制度でございます。平成24年ですと、2,439件、そういった事案があったということ、これは地籍調査とは関係なく、これだけの件数があったということでございます。

山野目委員のご提案は、この土地の所有者じゃなくて、調査をしている市町村が申請し、費用も事業費の中で出したらどうかというようなご提案だったわけでございます。

われわれとして、それはしっかり検討していかなきゃいけないと思っているわけですが、その段階としましては、まずは筆界特定制度との連携策の実態がどうなっているか、あるいは30条3項が使われなかった原因の把握ですとか、そういったものがまず必要かなと。

そして筆界未定の場合に、どういう弊害が生じるのかといったようなことを国、市町村、それから個人の立場で、それぞれどういう支障があるのかというのを把握する必要があるかなと思っております。そういったものを踏まえた上で、筆界未定減少のために、どういう取り組みができるのかといったようなことをかなり網羅的に検討していく中で、ご提案の手法についての位置づけが定まってくるのかなというふうに思っておりますので、その辺はしっかり対応していきたいというふうに思っております。以上でございます。

そしてまた資料1に戻っていただきまして、予算についてというところで整理をさせていただいておりますが、千葉委員のほうから、「地籍の日」を決めたらどうかということ

ございます。これは地籍調査の日は、国民各層にわかりやすい伝え方ができる可能性があるというふうに思っております。

一方で、具体的な日取りをいつにするかということについては、関係者がどういう取り組みができるかという可能性を整理する必要があるかなというふうに思っております。1つは、我が局では、土地の日なり、土地月間というのがございまして、これが10月であります。

他方、地籍調査の現場的には一番これ忙しい時期なんですね、立会や何かで。そうすると、関係者に何かイベントをやりたいと言った時に、どの程度できるのかということもありますので、じゃあ10月じゃなくて、ほかの時がいいのか。その辺は、次のページにございますけれども、まずは関係者が様々な取り組みに努力して、特定の日に定着できる見通しが立った段階で、関係者の賛同の下に判断するということがいいのかなというふうに思っております。関係の団体でも、何かこれから取り組みをしようというお声もありますので、そういった実態をまず踏まえて、判断をしていったらどうかなということでございます。

それから、その次の未着手・休止でございますが、渡邊委員のほうから、これについては都道府県がリーダーシップを果たしていくべきではないかというご意見をいただいております。それで資料2の18ページに、どういう状態になっているかというのをちょっと整理させていただきました。

今、未着手・休止と位置づけられているのが439市町村あるわけでございます。この図で、できるだけわかりやすくと思って整理をしておるわけですが、左側の青い囲みのところは、市町村がいろいろな特殊事情があつて着手できないんだということでございます。この77と108、合わせた数がそういうふうな位置づけ。

特殊事情って何かといいますと、左のほうに書いてあるわけですが、調査がうまくいってなくて、認証が遅延しているですとか、いったん調査をしたんですけども、出来が悪くて、再調査をしなきゃいけないとか、いろいろな様々な状況があつて、地籍調査が進んでいないというのが左側の青でございます。右側のほうは、市町村の予算が不足しているんだということで、この135と119はそういう状況でございます。

さらにということなんですが、下の緑で薄くかぶっておりますが、それに加えて、県の予算も足りないんだといったものが、この108と119の足したものということになります。

それぞれ対処方針が違うんじゃないかというふうに思っております。まず市町村の特殊事情というものは、やはり市町村自身が努力をしていただくということになるのかなと。それから県の予算が足りないというところについては、やはり県が予算を確保していただく努力がまずはいるのかなというふうに思います。

そうしていきますと、やはり市町村の予算が不足しているだけということであれば、そこはやはり市町村の理解促進、市町村長と書いたんですけども、やっぱり特にそういっ

たところの理解促進。予算不足という言葉ですが、結局、施策の優先度が低いということです。やはりこれは重要なんだということを自覚していただくということが重要なと思ひまして、あとで報告書のほうでも詳しく書いてあるわけですが、この135というのが一番の重点的なターゲットになるのではないかというふうに思っております。

いずれにしても、そういったことについて、ご提案のとおり、県がかなりリーダーシップを取って動いていていただきたいなというふうに思っているところでございます。私のほうからは以上になります。

(国土情報課長) 続きます、私のほうから、土地分類調査についての補足資料を説明させていただきます。資料2の(2)になります。こちらのほう、土地履歴調査の効果につきまして、防災面での効果につきまして、活用した例というのをご参考までにご紹介させていただきますと考えております。

一番左側でございますが、研究機関で活用されている例ですが、土地分類基本調査の中で、地形分類というのがございまして、ここで言いますと、左の黄色い部分が自然堤防、砂堆とか、そういった地形になっています。こういったところが昔から集落建物用地として活用されているというような分析等もございまして、こういったものが今後の土地利用計画の資料に活用が期待されるということでございます。

それから真ん中につきましては、学校の教育で使われている例もあるということです。これも下の地形分類のところの黄色が自然堤防、それから薄い緑が後背湿地ということですが、あと紫の部分が旧河道、このあたりの分析と、災害履歴ですとか、そういったものを重ね合わせて、学校の授業で使っているというような例もあるということでございます。

それから一番右側は、都市計画、行政での活用ということでございます。こちらも同様の観点から、昔の土地利用などを参考にしながら、現在の土地利用計画の資料として使っているというものでございます。以上です。

(清水委員長) はい、どうもありがとうございました。それではただ今の事務局からのご説明に対して、委員の皆様からご意見なり、ご質問なりを頂戴したいと思います。まず地籍調査のほうですが、山野目先生からご提案いただいた筆界特定制度の導入という点が、事務局でご検討いただきましたけれども、このような格好で、今後とも検討を進めるけれども、とりあえず早急に何かを施策として行うということはないという方針ですよね。

(地籍整備課長) ええ、検討してまいります。

(清水委員長) ただ、今後とも検討は続けたいということですね。山野目先生はよろしいでしょうか、そのような方針で。

(山野目委員) はい、ご検討いただきまして、どうもありがとうございました。資料2の(1)の、この16ページで、ただ今、地籍整備課長から、場合分けをして、局面ごとの考え方の整理をしていただきました。国土交通省令に基づいて、地籍調査作業規程準則の規定に従って行われる国土調査、とりわけ地籍調査の手順の中で、どこまでが可能であ

って、どこから先、筆界未定という部分が残るのかということについての概念整理をしていただいて、それを今回この委員会でも共有することができたのではないかと考えます。

こここのところを整理していただいて、共有していただくということが、まずステップとしては非常に重要なことでありまして、そのご検討をいただいたことに御礼を申し上げます。

併せて、同じページの下のところ、筆界未定になってしまう局面について、数字としてどのぐらいあるのかということについても、手間のかかるお調べであったかもしれませんが、改めて実情を確認していただいたことは大変ありがたいと感じます。

一見現状の数字を見ると、たいしたことないよねっていうふうな印象もなくはありませんけれども、これからさらに、問題があると考えられているD I Dの地区等に入っていきますと、やがて筆界未定の数の問題というものは、数としても、質としてもばかにならないよという事象に遭遇してくる局面というのは、今後は減っていくのではなくて、むしろ増えていくことが確実であろうと予想します。今回の議論の経過を1つのキックオフとしてとらえていただいて、地籍整備課長がおっしゃったように、今後の検討につなげていただければ、大変ありがたいと感じます。ありがとうございました。

(清水委員長) どうもありがとうございます。そのほかご意見、ご質問ございますでしょうか。それでは、今日は報告書案の審議もございますので、前回の宿題として頂戴したご意見に対する回答は、ほぼこれでよしというふうな理解とさせていただきます。

それでは議題の2番目ですが、「報告書案について」ということで、これも事務局から説明をお願いしたいんですが、皆様のところに報告書案資料3がございます。ページ数が若干多い資料でございますので、事務局から説明をいただきながら、きりのいいようなところで私がいったん止めさせていただいて、それまでの内容で、何か簡単なお質問ですね、事実確認とかですね、簡単なお質問等をお受けしたいと思っております。それで1回通しまして、最後に報告書の内容そのものに対する議論をしていきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。それでは資料の3のご説明を事務局からよろしくお願いたします。

(地籍整備課長) はい、それでは早速ページをめくっていただきまして、1枚めくって、目次がございます。そこでまず時計文字の1から4までございますが、1はこの小委員会の開催趣旨、2は社会・経済の動向等と、それから地籍調査と土地分類調査というふうに分かれておりまして、地籍調査のほうは現状と、それから見直しの方向性、それから取り組みの方向といったようなことで書いてございます。順を追ってご紹介をさせていただきます。

1ページ、ご覧いただきたいと思っております。小委員会の開催趣旨でございますが、これは第1回の委員会でご説明したようなことをご紹介したということでございます。改めて全部読むということはいたしません、第3段落目のところでございますけれども、6次計

画においては、「この計画は、今後の社会・経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、中間年に見直しをするものとする」とされており。このため、見直しの一環として、この委員会を開催させていただいているということでございます。

時計文字の2でございますが、社会・経済の動向等ということで、まずは何と言っても、東日本大震災の発生、南海トラフ地震対策等の進展ということでございます。この辺は少し厚めに書かせていただいておりますが、この地震は、我が国観測史上最大であるということ、それから10メートル近い大津波が発生した。2万人を超える死者、行方不明者が出たといったようなことでございます。そして500平方キロ以上にわたる地域が浸水したということが大きいのかなというふうに思います。

そして次のページでございますが、1行目の最後のほうから、境界標がなくなったり、建物が土台ごと流されたりしたほか、地殻変動等により、土地の境界が移動したなどの事態が発生いたしましたということです。地籍調査が、被災からの迅速な復旧・復興に寄与することが改めて確認をされましたということでございます。

そして、先ほどもご紹介しましたが、東北地方は地籍調査が比較的進捗している地方でありまして、いろいろ事業費、事業期間がともに大幅に縮減される効果が確認されております。一方で、地籍調査を実施していなかった地域では、膨大かつ困難な作業を要するなど、大きな指標が生じたといったようなところでございます。

これを受けまして、国は南海トラフ地震、首都直下地震等の防災対策を進めておりまして、そういったいろいろな決めの中で、地籍整備の推進が重要ということにされているところでございます。

(2)でございますが、人口減少・高齢化の進行というのがございまして、特に山村部について、急速に進んでいるといったようなことを位置づけております。

(3)測量技術の進展というところでございますが、6次計画以降の話としては、平成25年5月から、GLONASSなどのデータ提供が開始されたということがございます。もう一つ、平成23年9月の閣議決定でございますが、準天頂衛星を4基体制にするのですとか、あるいは将来的に7基体制を目指すといったようなことが位置づけられているということでもあります。こういったことで、測位精度のさらなる向上が見込まれるといったような状況になっております。

(4)でございますが、国、地方公共団体における財政状況等の深刻化ということでございまして、リーマンショックですとか、東日本大震災、こういったようなものの要因を受けまして、今後の財政健全化に向けて、厳しい財政状況が予測されております。また地方の財政状況についても、国と同様に、厳しい財政状況が予測されるというふうにまとめてございます。さらに地方公共団体における職員数も年々減少しておりまして、職員総数は約275万といったようなことで、大きな減となっているということでございます。

そして地籍調査というところでございますが、まずは地籍調査の現状ということでもあります。これは、かなり広く認識されている話だというふうに思いますが、上から5行目ぐ

らいのところに、土地取引の円滑化や土地資産の保全、公共事業や民間開発事業等のコスト縮減、災害復旧の迅速化等々、多岐にわたる効用が生じるということでございます。また、特に被災地における復旧・復興の迅速化については、前述のとおり、東日本大震災において、その効果が再認識されたというふうにしております。

それから地籍調査の実施状況でございますが、これは、今までちょっとご説明していたところと数字的にはちょっと変わっております。本質的にはあまり変わっておらないということでございますが、どういうことかといいますと、別紙で付けておりますが、これがつい最近まとまりまして、公表をしているということでございます。今までご説明していたのは、24年度末の数字でご説明しておりましたが、最新の情報として、25年度末に差し替えております。

具体的には、2段落目ですが、これまでの進捗率は平成25年度末で、全国で51%であるというふうになっているんですが、今までは50%と言っておりましたが、変わっております。こういったものについては、後ろの、一番後ろから1枚めくっていただいたところに、進捗率を書いてございますが、この辺の表の数字が変わっているということでもあります。その他、都市部で23%、山村部で44%、これが表1でございます。地域別に見ますと、14ページを見ていただくと、もう一目瞭然なんですが、地域ごとに差が非常に大きいということです。

そして3段落目、6次計画の当初4カ年の実施状況ということで紹介しています。これが第1回目の委員会では、3カ年の数字であったということではありますが、そういったものを全部置き換えたのが15ページの表2でございます。今まで申しましたように、だいたい半分ぐらいのスピードですということについては、大きな変わりはないということでございますが、ご覧いただいているような数字ということになります。

このような状況の中で、地籍調査の促進を図るため、国は都市部官民境界基本調査等々、各種の方策を講じてきたところでございますということでございます。

(清水委員長) はい、このあたりで1回切りたいと思います。この検討小委員会の立ち上げの時の前段と申しますか、背景に相当するところでございます。これは確認をしていただいている内容ですが、特にご意見はございませんですかね。はい、では特になんということですので、これからが検討小委員会での議論の内容が整理されるというところで。では、「2. 中間年における見直しに方向性」から、またお願いします。

(地籍整備課長) はい、それでは4ページのところから5ページのところが、これが全体をまとめた考え方のまとめということになるかと思いますが、これは全文読まさせていただきます。「前述のとおり、計画の進捗は遅れているものの、地籍調査の重要性は一層増しており、第6次計画後半においても国土調査事業十箇年計画を基本として各般の推進策を講じつつ引き続き努力していくことが重要である。また、地震、土砂災害等の災害への備えなどとして、地籍整備の緊急性がより高い地域の調査を優先的に進めるべきである」というふうにしております。

大規模地震への備えとして、特出しをして、まとめをその下にさせていただいております。①南海トラフ地震対応ということでございますが、これは30年以内に70%の確率で発生すると。それから浸水面積が東日本の1.8倍、浸水地域内人口は2.6倍ということで、その想定される発生可能性と被害規模等から、対策の緊急性が特に高く、早急な土地境界の明確化が重要であると。このような中で、地籍調査を推進していくことが基本であるがというふうにさせていただいておりますが、様々な事情から、早急な地籍調査が困難な地域については、少なくとも都市部のうち、津波の浸水により現地の境界の目印が失われてしまうことが懸念される区域において、応急的な対策として、官民境界の基本調査を国が主導して、重点的に実施すべきというふうにまとめております。

もう1つは、首都直下地震対応でございますが、首都直下地震については、国の中枢機能に支障が生じると、大変な支障が懸念されておると。特に都心部を囲むように分布している密集市街地等において、木造家屋の倒壊や火災ですね、これが懸念されているということから、重点的に地籍調査を推進するべきであるというふうにしております。

そして、「3. 計画後半における取り組みの方向」ということで、まずは地籍調査の推進に向けた方策ということで、6ページでございますが、まずは民間委託の拡大ということであります。

一筆地調査工程についての民間委託が平成12年より順次拡大されておまして、多くの市町村で活用されているということでございます。今後もこの制度が有効に活用されるとともに、必要に応じ、各地域がその実情に合った受託組織を検討し、効果的な実施体制の整備を図ることが重要ということでございます。

例えばということで、森林の場合は森林組合との連携が考えられる。それから先ほどご紹介しましたが、測量事業者と土地家屋調査士が連携して、受託法人を設立した例もございますし、公益社団法人全国国土調査協会が活躍をして、市町村の負担を軽減したという例もございますということで、紹介をさせていただいております。

それから6次計画の促進策としては、10条2項というものを新設しておまして、これは工程管理、検査、および成果検定に係る事業費が増加するものの、担当職員の負担軽減を一層図ることができるということございまして、今後実施しようとする予算面積に対し、職員体制が不足する市町村においては、10条2項の積極的な活用が有効な対策になるのではないかとこのように考えております。

それから先ほどご紹介いたしました、各市町村で発注側と受注側の役割分担が異なっているというような声がありますので、これは国のほうで適切な役割分担のあり方を整理して、ご紹介するということが重要なのかというふうに思っております。

それから筆界確認手続きの弾力化ということでございます。これは30条3項の新設ということでございますが、所有者不明の土地でも、客観的な資料がある場合には、筆界未定としないことができるということございまして、これの新設によって、従来であれば、筆界未定となった筆のうち、半数以上について確認ができておりますので、今後とも積極

的な活用が重要かというふうに思っております。

それでも解消されない筆界未定があるということについて、その問題点をしっかりと把握するということと、1つは、現行の筆界特定制度の活用促進、それからもう1つは、さらなる連携強化等による筆界未定解消策の必要性の検討といったようなものが望まれるというふうにまとめております。

次、③の新技术の活用でございますが、平成22年に準則を改正いたしております、測定の簡素化を図っているということでございますが、これは実際には、あまり十分に活用されていないということでございます。したがって、国はマニュアルを作成するなど、普及に努めることが重要であるというようなことをまとめております。一方で、実施主体である市町村なども積極的に活用していただきたいということでございます。

それからそのほかにも、測量技術が急速に実用化、新たな測量技術が急速に実用化されているわけですので、最新技術に対応した手法にするために、抜本的な検討をすべきであるというふうにしております。

それから予算と実施体制に係る配慮ということでございますが、やはり予算については、国、地方公共団体ともに予算確保の見通しが不透明なままということが言えようかと思えます。一方で、事業ニーズが増加してきておりますので、やはり予算が、地籍調査の進捗の根幹を支えているという認識の下、国、地方公共団体ともに、予算の確保に努めるということと、その効果的な執行を図ることが極めて重要というふうと考えております。

もう1つは、全体として、より緊急性の高い地域を優先するということと、それについて、国民の理解を得る努力がいるということでございます。

もう1つ、予算の確保とともに、市町村担当職員の確保というのが、地籍調査推進にとって、車の両輪とも言える関係であるということから、市町村において、実施体制の一層の充実に努めるということが望まれるというふうにしております。

それから次のページでございますが、国民にわかりやすい指標ということで、進捗率の分母となる全対象面積の中には、その3つのポツで示しておりますような、緊急度が低いと考えられる地域が相当量含まれておまして、これは適切な指標について、国、地方公共団体等で丁寧に検討していくべきというふうにしております。

それから⑥でございます。都市部における地籍調査の推進ということでございます。人口や経済活動の集中する都市部において、引き続き調査を積極的に推進する必要があるということでもあります。特に木造住宅が立ち並ぶ密集市街地等については、土地境界の明確化を急ぐ必要性が高いということでございます。

しかしながら、このような場所は、権利関係の複雑さにより手間がかかる、建物が密集していることにより測量作業が困難であるなど、様々な制約要因を抱えていると。このため、引き続き、国、都道府県の支援の下、地籍調査の一層の推進を図るとともに、今後その実施状況の把握・分析を踏まえつつ、都市部における調査の促進方策を国と地方公共団体が連携して検討するべきであるというふうにしていただいております。以上が地籍調

査でございます。

(清水委員長) この辺で切りますかね。では、ここまでのところで、事実確認等の簡単な質問があれば、お受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。内容についてはまた最後に議論して。よろしいでしょうか。じゃあ続けてお願いします。

(地籍整備課長) 続きまして、基本調査ということでございますが、まず①都市部における基本調査の推進でございます。これまで基本調査を実施してきた地域では、未着手・休止市町村の解消のきっかけなど、一定の効果がございました。今後は、やはり地籍調査の緊急性が高いけれども、様々な事情から実施が困難な地域については、地籍調査の着手時期にかかわらず、基本調査を優先的に推進すべきということでございます。

特に南海トラフ地震の津波浸水想定地域のうち地籍調査の実施が困難な事情がある地域については、応急的な対策として、数値目標を設定するなどして、重点的に実施すべきであるということでございます。

それから②でございます、次のページの。山村部における基本調査の推進ということでございます。山村部については、調査後の境界標や周辺の植生等の現地の適切な管理に留意すべきであるということ、それから林地境界に詳しい方々の高齢化等により、急速に現地立会が困難になりつつあることから、航空写真や地形図等を活用した境界情報を迅速に確認・保存できる手法を検討すべきであるということ。

それから国土交通省、林野庁双方の調査成果を相互に活用するなど、国レベル、地域レベルで一層の連携強化を図るべきであるということでございます。

それから未着手・休止市町村の解消ということでございます。これは先ほどご説明いたしました、いま残っているのは439市町村でございます。今後も引き続き、未着手・休止市町村の解消に向け、市町村、都道府県、国が努力すべきであるが、個々の市町村、都道府県の事情は大きく異なっており、それぞれそれに応じて以下の対応を図ることが重要ということでございます。

①として、県レベルの予算不足の影響を受ける市町村、これが、具体的には、一番後ろのページに都道府県の実名が入ったものがございます。これ16ページでございます。そのことを言っているわけでございますけれども、6道県において、227市町がその制約を受けているわけでありまして。先ほど申しましたように、やはり当該道県の一層の努力が望まれるということかというふうに思っております。

それから②、予算不足市町村というふうにしておりますが、この予算不足市町村というのは、10ページの米印のところを書いてありますが、単に市町村予算・人員の不足が未着手・休止の理由になっている市町村ということでございます。

こういう市町村については、やはり市町村長の理解が不十分なことがあるというふうに推察されるので、一層の理解が望まれるというふうにしております。また市町村による地元住民への説明・周知が不十分なこともその原因になっている場合もあって、やはり意識調査ですとか、啓発が重要ということでございます。

有り体に申しますと、市町村が住民にその制度自体を教えていないというようなことで、そのことでニーズがございませんというふうに言われているわけですが、実際は知らないという状況になっていますので、知らせてくださいということでもあります。

23都府県で、その予算不足市町村を抱えておりますので、当該都府県では、行動計画を策定していただいて、しっかり進捗管理などを行って、徹底した対応をしていただきたい。国もそういった予算不足市町村を最重点として取り組むべきではないかということで、都府県と連携して、各種の普及啓発活動を充実・強化するとともに、必要があれば国から直接働きかけを行っていくべきであるというふうにしております。

③のほうは特殊な事情を抱える市町村ということですので、これはやはり地域の独自の事情があるということですので、まずは市町村自らがその課題解決に、できる限り早期の解決を図っていただくということが基本なのではないかというふうに整理をしております。

それについても、ただそれに任せるだけでなく、都道府県、国も適切な支援をしていくべきであるというふうにしております。

一番最後のところに、国のアドバイザー制度は効果を発揮しているので、今後も都道府県は一層の活用、国は一層の充実を図るべきというふうにしております。

それから（４）国土調査以外の測量・調査成果の活用、ということでもございまして、これは19条5項ということで、様々な測量調査の成果が活用できますという制度でございまして、これは第6次計画の当初4カ年で、347平方キロを指定しております。ただこれは従来と同様で、圃場整備ですとか、土地区画整理事業等が大部分ということになっておりまして、それ以外の部分を促進するために、補助制度を作ったり、マニュアルを作成するなどやってきておりますが、これは上から11行目なんですけど、測量の実施主体側からの自主的な申請に依存するという仕組みになっておりまして、測量成果の賦存状況ですとか、活用されない理由をまだ十分に把握できておりません。

そのため、1つは民間事業者自身が一層積極的に参画していただきたいということと、市町村が管内の地籍整備促進の一環であるという認識の下、市町村が主導して、管内の国土調査以外の測量調査の予定を前広に把握し、当該の測量を実施する主体に対して、19条5項指定を申請するように要請、指導する体制を築くべきであるということでもございます。併せて、国、都道府県のほうは、そういった必要な情報の共有体制を構築すべきであるということでもございます。

（５）の基準点の適切な設置ということでもございますが、今後電子基準点が活用できるようになっていきますので、効率化につながるというふうに考えております。そのための普及・啓発に関係機関が連携することが重要と。特に国土地理院がこれまでどおり、やはり技術力の確保・向上のために必要な指導・調整の役割を果たしていただくということが望まれているということでもございます。地籍調査関係、以上でございます。

（清水委員長） はい、ではここでもう一度切って、これまでのところで、事実確認等あれば、お受けしたいなと思っておりますが、よろしいでしょうか。はい、では4章の土地分類

調査、お願いします。

(国土情報課長) はい、それでは引き続きまして、土地分類調査につきまして、ご説明させていただきます。まず1の(1)でございますけれども、土地分類調査につきましては、土地の安全性に関連しまして、平成22年より開始し、整備を行ってきているというものでございます。土地分類調査、先ほど申し上げましたとおり、研究あるいは行政で防災の観点からも利用されているというのもございまして、南海トラフ地震等の大規模災害の発生が懸念されている中で、今後とも着実な推進が期待されているということでございます。

さらに土地分類調査の成果ですけれども、よりわかりやすく、より広く利活用できるように、今後、説明会の実施や、より一層の電子化等の推進を図っていくことが重要であるということでございます。

(2)の実施状況でございますけれども、平成22年度から、第6次計画の期間中でありまして、これまでの進捗率は、平成25年度末で約71%というふうになっております。

2の中間年における見直しの方向性ですけれども、現在調査は順調に進捗しているということですが、東日本大震災以降、国民の土地の安全性に対する関心が高まっているという中で、今後南海トラフ地震の被災想定地域等を考慮しながら、引き続き、地方部において調査を着実に実施していくことが重要であるということでございます。

また、第6次計画の後半にあたりましては、調査成果等をより利用しやすい形で国民に提供すると。また調査成果の有用性について、より一層の普及・啓発を図ることが必要であるということでございます。

3の取り組みの方向でございますけれども、繰り返しになりますが、引き続き着実に実施していくと。さらに南海トラフ地震等の被災想定地域等の考慮をしながら、地方部において、当該地域での優先的な調査を実施するというところでございます。

またその成果の利活用の促進に向けまして、調査地域での説明会の実施、また一般利用者向けの利活用方法や利活用事例集などの作成、ホームページでのわかりやすい提供、こういったものを進めていくべきだということでございます。

また、さらに国土地理院等と連携しまして、地理院地図を活用した土地履歴調査の成果の公開手法、それから検索方法の改善といったものを取り組むべきであるという整理をさせていただきます。以上です。

(清水委員長) はい、どうもありがとうございます。それではまず、この4章の土地分類調査のところで、事実確認等ございますでしょうか。よろしいですかね。じゃあこれで報告書の案ということで説明をいただきました。16ページぐらいの報告書になるということで、表1、表2も含めて、これ報告書と理解してよろしいですかね。ですからこれが冊子の体になるようなことでございます。

では、これはもう当然公開されるものですので、矛盾があつたりとか、間違いがあつた

りとかいうことがあってはなりませんし、当然ここできちっと議論したことが反映されていないということでも意味がないわけですので、いろいろな視点から、ここはどうあるべきか、直すべきところがあれば、ぜひご意見を頂戴できればと思います。どのような観点からでも結構です。どのような順番でも結構です。

できますれば、今日最後の回ですので、委員の皆様、全員からそれぞれ報告書について、何かコメントを頂戴できればというふうに思っています。はい、よろしくお願ひします。

(山脇委員) すいません、まず10ページの4行目のところに、市町村は主体的に地元住民の意識調査・啓発等を行うべきであるというところなんですけれども、ここはなかなか市町村レベルでそれをやるというのは難しいのかなという気がしています。

というのは、市町村のほうでは、やはり予算とか、人員の関係で、なかなか地籍調査に踏み込めない状態にいるわけです。それなのに、先に広報というか、啓発活動をするというのは、なかなかちょっと難しいと思います。ここはやはりもっと全国的なレベルで、国が、地籍調査の意義について一般の方が、例えばテレビを見てても、そこで広報が流れるような形の取り組みをしたほうがいいんじゃないかなという気がします。

それと筆界特定のほうでも、法務省との連携ということでやっていただいているんですけども、従来からやっていただいている14条地図との両輪といいますか、地籍調査と、それから地籍調査ではなかなかちょっと困難な区域については、14条地図を作成するという方法ですね。今も私の地元の大阪のほうでも、枚方市はずっと14条地図を作成していただいているんですけども、そのところももっと緊密に連携をとりながらやっていくといいのではないかなと思いました。

(清水委員長) はい、どうもありがとうございました。どうですか、課長。

(地籍整備課長) 最初の意識調査等の話ですが、国は国として、やはり一般的な問題意識の啓発といいますか、そういったものはしなければいけないかなと思います。ここで書いてあるのは、やはり未着手・休止になっている市町村の意識が低いということが言いたいわけですし、その低さそのものが、結局住民に対しての行政の不作為みたいなことになっていますので、それはまずいのではないかなという問題意識で、ここはこういう書き方をしているんですけども、それが市町村が予算がないんだから難しいですよねと言われてしまうと、これはかなり違う方向の話になってしまうんですけども。

(清水委員長) このあたり、必要があればっていうのがその前に付いているんですけども、ただ、なかなかね。必要に応じてということですが。

(山脇委員) すいません、予算の関係で、その広報ができないということではなくて、踏み出す前に、啓発活動というのはなかなか、それこそもっと踏み出せないのかなという気がただけです。

(地籍整備課長) 実態としてはおっしゃるとおりなんです。

(清水委員長) 要は、この整理の予算不足市町村という中に書いてあるものだから、課長さんが言われることはよくわかるんですけども、何か違うところでうまくこの辺の話

が入れられればいいのかないかなという気もしたんですけれども。でもここで言わんとすることは、内容としてはよろしいですね、山脇委員。

(山脇委員) はい。

(清水委員長) ですからちょっと座りがここだと若干違和感を感じられたのかなというふうに私は理解したんですけれども。ちょっとその辺も含めて、内容としては悪くないけれども、このあたりに書いてあると、予算不足の市町村が何をすればいいかという時に、こういう話書かれると、若干違和感があるという、そういうご質問だと理解してよろしいですかね。

(山脇委員) はい。

(清水委員長) 2番目のほうは。

(地籍整備課長) 14条地図、法務省の地図作成ですね。これは連携をしております、基本的には、地図混乱地域等については国土調査ができませんので、そこは14条地図作成ということでやっていただいているという、これは明確な仕分けができていますけれども、何かそれについてうまく書き込めるようなことがあれば、ちょっと工夫してみたいなど。

(山脇委員) さらに、引き続きやっていくということをお願いします。

(清水委員長) はい、ではそれはお願いします。そのほか、いかがでしょうか。ぜひ今日はご意見をお願いしたいと思うんですが。

(山野目委員) 5ページの最初のところでございますけれども、5ページの上から4行目の2行の文章で、「また、地震、土砂災害等の災害への備えなどとして、地籍整備の緊急性がより高い地域の調査を優先的に進めるべきである」とお書きになっていることは、まことにごもつともであって、この文章を改めてくださるかという話ではなく、これをぜひ今後、さらに強調して、国土調査を強く推進していただきたいという観点から、若干ご紹介しておきたい話があって、お話をさせていただきたいと 생각합니다。

地籍調査と申しますと、どうしても境界を明らかにしようという観点からの意義を思い浮かべがちでありますし、そこにもとより意義がありますけれども、これに加えて、境界を明らかにしようとする過程で、それぞれの土地が誰の土地であるかということを意識する契機に恵まれるということが見落とされてならないと 感じます。

しばしば住居を移す適地である高台の土地は、山林、原野、そして墓地であるなどして、所有関係が判然としなくなっているところがございます。そのような場所について、所有者である意識を呼び覚ますきっかけをもたらす効用が、実は国土調査にあると 感じます。それも、とりわけ地籍調査にあるということを見落とすことはできないというふうに考えております。

その観点からもこの2行の文章は、そのような問題意識も含めてお書きになったのでは、ひょっとしたらないのかもしれませんが、そういう見方もできるということをお願いいたします。

このようなことを申し上げる趣旨は、もう少し実態に即してお話を続けさせていただきますと、本日お配りいただいた資料2の(1)ですが、横組みのすでに説明が終わっている資料2の(1)の4ページのところに地図があるのをいささかご覧いただきたいとお願いしたいものでありまして、4ページの一番左側の東北地方の全体が出ている地図ですけれども、私、たまたま5月12日に岩手県司法書士会の支援を受けて、岩手県沿岸部の被災に伴う復興が問題になっている地域を見てまいりました。

その際に見聞したことを少しまとめて申し上げますと、様々な要因から、この高台と呼ばれるところに移転して、住宅を建てるために事業主体、復興事業主体が土地を取得しようとしたときに、誰が所有者なのかがわからなくて、用地取得について混乱が生じているという事象が見られました。

ずいぶん前のもう亡くなっているとみられる人の名義で土地が登記されていたり、それからさらに困難な事象として、誰それほか何名というふうな仕方で表題部所有者が記録されていたりするというような登記があって、関係筋を悩ませているものであります。

ところが、そのなかでも地籍調査の進捗率のあまり高くない地域において特に悩みが深いということがみられるのに対し、それが進んでいるのほうの場所にうかがったときに、復興事業をしている方に直接話を聞きましたけれども、そこでは、土地の所有名義の問題についての悩みというのは、復興事業を進めた結果、現在では1件もなくなっていますということでした。抵当権の登記がある関係で、若干問題が残ってますけれども、間もなく解決して、用地取得の問題はほぼ終局しますということです。

そういうふうな状況になったことにいろいろな要因があって、もちろん関係者が非常に努力していますし、全国から出向してきた市役所の職員の方などが一所懸命しているというようなことがありますけれども、1つ聞いて驚いたことは、国土調査はここは全部終わっていますから、その所有名義の問題というものは深刻ではありませんということを指摘いただきました。そうではないですか、と当方からお尋ねしたのではなく、そちらの方のほうからそういうふうにはっきりおっしゃっていて、それを聞いて私が感じたことは、津波で浸水したところは、もともと災害危険区域に指定されますから、あの場所自体に再び住宅を建てようという際に境界がはっきりしないとかという問題は、実はあまり起こらないかもしれません。あの場所は、むしろ補償の対象になり、面積が正確であって、按分がきちんとされるために、地籍調査が終わってることはもちろん、地籍整備課長がしばらく前の説明でおっしゃったように大事ですけれども、面積であることを超えて、この線が境界だということを今さら明らかにしても仕方がないと言うと、少し言い過ぎかもしれませんが、そこはあまり重要ではなくて、むしろ高台に移転していく際のその移転先のところについて誰が所有者であって、そして、こうした地方はそんなに高い誤差の精度が求められる場所ではありませんけれども、やはりきちんと境界がはっきりしていることが求められるという意味で地籍調査をしていたということが、復興事業の進捗にとって非常に役立つということが、よくわかります。

このような観点からも、国土調査、とりわけ地籍調査の効用というものは非常に大きいものがある、その意味も重ねて、この5ページの記述を理解すると、災害への備えなどの観点から、地籍整備の緊急性、重要性があるということが、なお一層強調されるべきなのではないかというふうに感じています。

その観点から言いますと、少し飛びますが、8ページのところの、8ページのこの⑤の国民に分かり易い指標のところ、分母の中にはいろいろな土地があって、割り算すると、あまり高くないけれども、その中身を見て理解しましょう、というくだりがありますが、ポツの3番目の、土地取引があまり見込まれない地域とあるところは、いささか注意を要すると感じます。

実は高台にある山林、原野、墓地は極端に言うと、明治以降まったく取引されていない土地でありまして、今まではそのような状況で、それが用地取得の対象になるということは誰も想像していなかったものです。

ご存じのように、墓地は固定資産税非課税地でありますから税金を納める必要がない、取引の必要がないという静かな土地だったものですが、そこがしかし住宅を建てるという復興事業の観点から非常に重要な存在としてクローズアップされてくるということになりますから、従来あまり土地取引がなかったからどうでもいいところには書いてありませんし、そのような趣旨でお書きになったのではないということはもちろん理解していますが、たとえば、土地取引があまり見込まれない地域は緊急度が低いと書くよりは、土地取引があまり見込まれない土地で緊急度が低いと考えられる地域にあるものは、とするならば、それは確かにそうであろう、という気がします。

様々な観点から、地籍調査の重要性というものは、当面取引の可能性がないようなところでも、津波防災まちづくりに関する制度が発動されたり、発動されるような可能性のあったりするところでは、やはりむしろ喫緊に地籍整備、地籍調査をしておく必要があるというふうにも考えられるものでありますから、多少いま揚げ足取りみたいなことを言いましたけれども、あまり揚げ足取りをされないような文章の推敲を何かご工夫いただけるとありがたいと感じました。

(清水委員長) どうもありがとうございます。国民にわかりやすい指標のところは、ぜひここは加筆するなり、表現を変えることが必要かなという気がします。あとやっぱり山野目先生の前半に言われた、所有者の調査でもあるということは、確かに意外に見落とされがちで、今回の震災の区域でも、多分マスコミの方とか、あと国民の多くの方も相続登記がされてないがために、もう全然所有者の方もわからなくなっちゃってるということのほうにむしろものすごい関心があって、そうなんだということで、皆さん、印象的にそのニュースを聞かれている、ご覧になった方、多いと思うんですね。

ですから、そういうところからアピールするという点では、そのことも書いておくというのは大変重要なことだと思いますので、これもぜひ読み取っていただくんじゃなくて、多分書いたほうが良いと思いますね、所有者のことはですね。効用のことですかね。効用

のところの最後ぐらいに、今回の震災のところでもそういう問題が大きくクローズアップされたというようなことも含めてですね、ぜひ書いていただくといいかなというふうに。

はい、山野目先生、どうもありがとうございました。そのほか、いかがですか、はい。

(中林委員) それでは少しお話をさせていただきたいと思います。ちょっと細かいことも含めてなんですけども、順番に、1ページから2ページへのつながりのところなんですけれども、今回の東日本大震災では、いま山野目先生がお話しになった津波の被害というのは非常に大きいわけですけれども、土地に関して言うと、液状化もかなり大きかったんですが、もう1つ、東北から北関東にかけての宅地造成地で盛り土その他が崩壊したり、あるいはずれ動いているという被害が相当発生しておりますので、この2ページの「液状化により」というところがあるんですが、「など」とするか、あるいは「液状化や宅地造成地の崩落等により宅地の被害」と、これも1つ、大きなこれからの課題で、宅地造成をきちんとやってると、区画整理と同じように、境界の確定その他ができていたはずで、それをそのままもっていけるんじゃないかというところが動いてしまうということですので、これは1つ、今後の大きな課題としてあるかなというふうに思いました。液状化と同じぐらいの影響を持つのではないかなというふうに考えました。

それから2つ目、2ページのその下の人口減少・高齢化の進行と、これはまさにこのとおりなんですけど、これだけだと何か国土調査とどういう関係があるのかという感じがちょっとしないでもなくて、1つはやはり高齢化に伴って、限界集落というような議論もあるように、いわば相続が行われると。それから相続等に伴って、ますますこれからは山村部のいわば不在地主化が進んでいくと。相続がされても、不在地主化していったら、山の持ち主が東京にいますとかいうことになるんです。実は今、東京の伊豆大島の復興をどうするかというちょっとお手伝いをしているんですけども、一家全滅になってしまった犠牲者のご家族で、相続されている方というのは何件かあるんですけど、全部都内在住なんです。

その手間その他含めると、すごく大変になって、でもわかっているからいいんですが、それがわからないと、本当に世界中のどこにいるんだろうという話になってしまいますので、そうした高齢化、それから山間部の人口減少ということが、非常に難しくなっていると。後ろのほうにそういうことが少し書かれておられますよね、境界のわかる人がだんだん減ってくると。まさにそういう状況のことをちょっともう少し付言していただいとくと、後ろのほうのこととうまく対応して、理解しやすくなるのではないかと思います。

それから4ページの上から6行目のところなんですけど、ところどころ、8ページにもあるんですけど、「災害復旧の迅速化」という言葉と、その2行下には、「復旧・復興の迅速化」というふうに書かれておりますので、これ復旧だけではなくて、やっぱり「災害復旧・復興」というふうに並べて言葉を統一していただいたほうがいいのではないかなというふうに思いました。

それから5ページなんですけど、南海トラフ地震対応というところで、文章だけ読むと、津波の浸水という話にほとんど目が奪われてしまう。ただ内閣府が出しました被害想定

最も厳しい状況というのは、津波による建物の喪失、面積は広いんですけども、建物で言うと17万棟ぐらいなんです。ところが全体で230万、240万という家が壊れたり燃えると言っているのは、実は大阪ですとか名古屋の密集市街地での被害ということを含んでおりますので、東日本は、確かに津波がほとんどでしたけれども、南海トラフはやはり揺れに対する被害に対しても、この地籍の問題というのは非常に大きいんだということを忘れてはいけないのかなと。防災やっている身だと、そういうふうを考えました。

したがって、都市部のうち、津波の浸水や密集市街地における市街地大火などによって、敷地境界の目印が失われる、あるいは一部失われるということだと思んですが、そんな表現もあっていいかなというふうに感じました。

それから首都直下なんですけども、これ文章は、ここに書いていただいたとおりなんですけども、実はこの本文の中に、特別区が全然出てこなくて、全部市町村になっているんですけども、東京で言うと、密集市街地はほとんど特別区で、市町村なのか、市区町村なのか。後ろのほうのいろいろデータのところでは、都道府県、都府県、道県とか、そういうふうにちゃんとその対応に合わせて切り分けておられるんですけども、この首都直下で木密の問題という、特別区がどうするかというのが最大の課題ですので、ちょっと必要があるところは、やはり市町村、市区町村という言葉も少し使っていたほうが、当事者意識が出るのではないかなというふうに思いました。

それで6ページのところの真ん中へん、「今後、実施しようとする予算・面積に対して職員体制が不十分である市町村等」ってあるんですが、ちょっとこれは私、不勉強で、「等」というのは何が含まれているのかなというのが、区のことが含まれているのか、あるいはそうではない、むしろ広域行政の組織みたいなことが含まれているのか。ちょっとこれがよくわかりませんでした。2カ所か3カ所ぐらいこの「等」が付いているんですね。それがもし何か、一般で読んでも、ああ、そういうことかってわかることであれば、少し説明を付加しておいていただくとわかりやすいかなというふうに思いました。7ページの真ん中へんにも「等」って出てきますね。

それから、もうちょっとよろしいですか。

(清水委員長) はい。

(中林委員) 8ページの都市部の地籍調査の推進というところなんですけども、私、都市計画等をやっておりまして、都市の木造密集市街地ですと、細街路、狭い道路をどういうふうに整備するかということが非常に大きな課題でして、建築基準法が昭和25年にできて、もうずいぶん時間が経つんですけども、まだこの細街路の問題というのが解決されていない。それは建築基準法48条の2項道路というのが一番大きな課題なんですけども、これは地籍調査のほうで言うと、官民境界とか、道路境界の確定という言葉になるんですけど、まちづくりというか、都市計画整備のほうからいきますと、境界が確定できないんだけれども、そういう場所で建築等を行うために、道路の中心線を全員の合意の下に決定して、家を建てる時には、そこから片側2メートルバックして、敷地境界とみなして家を建

てる。もしその4メートルに相当する、片側ですから2メートルということなんですけれども、その2メートルセットバックした時に、その敷地を道路として提供していただくということになると、そこに側溝をはめるんですね。L字型の側溝をはめて、それをもって、官民境界とするというふうに確定をしている。これがもう長年かかってヘビ玉のような道路がいっぱいできているんですね、下がったところ、下がらないところが連続していると。

こういうまちづくり側の現場から見た時に、この官民境界とか、道路境界の確定ということと、この実際として動いているまちづくりの実態というもののつながり方というのが、どういうふうに表現するのか。あるいは細街路の整備をして、L字型を入れていくということで、いわば道路境界を確定していくということの評価みたいなものですね、少しこういうところでバックアップしていただけると、まちづくり側は元気が出てくるのかなと。そんなようなことを少し思いました。

(清水委員長) すいません、1回ここで切らせていただいてよろしいですかね。

(中林委員) はい、結構です。

(清水委員長) 事務局からお答えいただく話は何かありますかね。先ほどの「等」。

(地籍整備課長) じゃあまず「等」について申しますと、6ページのほうは、あまりこだわりがあって付けている「等」ではなくて、実施しようとする予算・面積に対し、職員体制が不十分である市町村については、これは有効な対策だと思いますし、ほかにもあるかもしれないというぐらいの程度の「等」です。この場合だけが有効なのではないと。という意味では、この「等」は別に取ってもいいかと思います。もう少し検討いたします。

それから7ページのほうは、これは実施主体となる市町村等とは、例えば森林組合が実施主体になっております。かといって、森林組合と書くほどに数多くはないので、やっぱりこれは「等」がいいかなというふうに思います。

(清水委員長) あとはいろいろご意見いただいた、さっきの人口減少とか、高齢化とか、私はロングタームで見ると、少子化の影響もものすごく出てくるんじゃないかなと思いますけれども、ただあまりここで長い文章書くところでもないのかなという気がしますが、確かに先生言われるように、あっさりとし過ぎちゃって、何の報告書の背景なのかが見えにくいようなところもあるので、ここはちょっと充実させてもらったほうがいいかなというのと、あと先生言われた細街路のところの日本ではセットバックしてうんぬんというところは、ちょっとこの報告書では、そこまでなかなか踏み込めないかなという気がしますけれども、これはよろしいですかね。そういう官民境界、いかに大事かということは十分言えているかなと思っております。まだ先生、ご意見、ご質問あるかと思いますが、ちょっと1回皆さんにご意見お聞きして、最後にまたお願いしたいと思います。そのほかいかがでございましょう。はい。

(佐藤委員) 1～2点申し上げます。7ページの下から5行目ぐらいから、より緊急性の高いうんぬんというところで、「緊急性の高さ等について、国民の理解を得る不断の努力が必要である」という記述があります。これは先ほどの山脇先生のご指摘とも関係すると

思いながら聞いておりましたが、やはりその意味するところは、積極的な政府広報活動や報道を通じてということになるかと思います。不断の努力は何だということになれば、そういった具体性をもう少し盛り込んでいただけるとわかりやすいかなと思いました。

ちょうど前回のこの会議の後に、国交省側の広報活動が実ったのでしょうけれども、NHKのニュース番組で、個々の土地の境界の確定が全国的に遅れている、しかし東北においては比較的進んだところがあって、速やかな復興に非常に貢献したと。だからほかの地域についても、大いに各市町村が気を付けなければならないというニュース特集を放送しており、時宜を得ているなど実感しました。

担当部局の広報活動によって市町村へも主体的な取り組みを促していくことが重要であることを特に強調し、その認識を共有しておきたいと思います。

それからもう1つ。6月の初旬に、国土強靱化基本計画が閣議決定されました。将来予想される様々な大災害に備えて、内閣は国土強靱化基本計画に、転ばぬ先の杖として取り組んでいこうとの趣旨です。私たちが議論しているこの地籍調査等々の取り組みは、おそらく国土強靱化の基礎となる、いわばインフラ部分の整備であると思うのです。そんな思いも抱きつつ、一連の会議に臨んできましたが、その国土強靱化との関わりが明確に記述されていると、地籍調査の位置づけがよりクリアになると思います。私の見落としであるなら、指摘していただければ結構なのですが、今日の全体的な説明ではそうした要素が聞かれなかったものですから、一言、要望として申し上げておきたいと思います。

(清水委員長) 大変重要なお指摘をいただきましたけれども、強靱化の話、1回目とか2回目の資料では出てたような気がするんですけども、報告書には特に。

(地籍整備課長) 例えばですね、2ページのところで、「国土強靱化基本計画が策定されている」と。前述のとおりうんぬんところあって、この計画等においても、この地籍整備の推進が重要というようなことでは触れております。

(佐藤委員) すいません、そうですね。ここら辺のところを省略されていたので。

(地籍整備課長) そうですね、説明のほうがちよっとまずかったですね。

(佐藤委員) いえ、良く分かりました。ありがとうございました。

(清水委員長) ありがとうございました。広報のところも、何かもう国は十分やったからあとは県がやれとか、市がやれというような何かメッセージがひしひしと伝わってくる場所も多いので、国もやるってというような雰囲気を出すということが重要なのかな。

(地籍整備課長) それは、さらに、よろしいですか。

(清水委員長) はい。

(地籍整備課長) 必要であれば、書き加えますし、一応ですね、相当な書き方はしているつもりなんですけど、例えば10ページの上から8行目ぐらいなんですけれども、「都府県と連携し、これまで実施してきた各種普及啓発活動を充実・強化することはもとより」と、こういうものはもう当然当たり前であるのでやりますというぐらいに強い気持ちでは書いておりますが、ちょっと工夫してまた入れられるようなら入れます。

(清水委員長) なるほど。わかりました。そういう印象を持たれたということなのかな。さっきの山脇先生のも。はい、そのほか、だんだん時間も迫って。はい、先生。

(阿子島委員) 4章の土地分類調査について、ここの文章原案については賛成です。ただこれらの行間になるんだと思いますけれども、実施にあたっていくつかお話ししたいと思ったことがあります。それは細かいこと3つなんですけれども、1つはまず土地履歴調査の仕様ですね、

どういう分類基準にするかなんですけれども、津波に関しては弱いんです。実は、この仕様ができたのが2010年で、試作図公表もその年ですが、その後、2011年3月の地震津波にやられています。

当時は洪水とか、丘陵地の宅地造成地、それから軟弱地盤、その辺を中心に考えておりました、津波のことは少し手薄だった。しかもこの履歴調査は、ひととおり精度を合わせるといって、明治後期の旧版地形図以降のを中心にしてやっております。ですからそれ以前の古い津波については実はほとんど考えてなかった。400年前の津波はともかく、1,000年前の津波に関しては、まだ当時、防災対象として一般化しておりませんでした。

これから津波の危険の予想されるところに広げていこうということですが、それらの地域に関しては、やはり津波のことも意識した調査になっていくんだろうと思います。それからすでに名古屋、大阪地区を公表していますが、あそこについても、もう一度、この津波の点からの見直しが必要かなと思います。

それから地域を広げていきますと、これまで想定していなかったり、前回取りこぼした事項もたくさんあるんです。例えば、亜炭廃坑の陥没、これが宮城県では100を超えて、震災によって起きているんですね、そういったこと。もちろんこの調査は、人口集中地区に限ってますから、該当しなかったんですけれども、地域を広げたりしていくと、いろいろな別の問題が出てまいります。だから土地履歴調査がすべての災害を網羅しているものじゃないということ、それから安全保証マップでもないというあたりを正しく伝える手立てがいろいろあるかなと思います。それが第1点ですね。

それから第1回から話題になっています縮尺精度の問題です。2万5,000分の1ではちょっと小さすぎるということですが、ただ歴史的に見ますと、それ以前は、全国5万分の1で作ったものですから、それに比べれば、かなり良いのですが、東京都内のような建て混んだところだと、やっぱり2万5,000分の1では、ちょっと見にくい。実際に渋谷川のあたりを歩いてみたんですけれども、災害履歴も川の跡もちゃんと図示してあるんですが、普通の人にとってはちょっと意味がわからないので、その辺を絵解きをして、解説してあげる必要はあるかなと思いました。

それから第3点は、地理院地図との連携です。これはまとめの最終行にもあります。今回対応していただいて、WebGISにも乗せていただいて、地点にジャンプするとか、重ね合わせができるという点ですごく機能が使えるようになります。

ただ、もともと図幅単位のデータベース、元のデータがあるわけで、これについては、引き続き国土情報課のホームページの中に載せておいていただきたい。国土調査の土地分類は、50年の歴史があって、様々なデータがありますので、そのうちの1つに加えていただきたいということです。地理院のページにだけにはしないということです。

すみません、それからもう1点だけ、国土調査土地分類全般に関わることなんですけれども、今回は新しく行われている土地履歴調査の話題だけになっていますが、実は土地分類調査というのは、広範にわたりまして、50年間、もっとですね、半世紀以上の蓄積があります。最初は食糧増産ですか、耕地を増やすから始まって、それから開発、国土保全、環境、最近は防災というふうに、いろいろ社会のニーズが変わってきて、それに対応してきているんですけれども、様々なこの国土調査土地分類は、やはり継続していく必要がある、基礎的なデータとしてですね、「国土の記録」といいますか、これはずっと続けていく必要があるかなと思います。

それから土地分類の技能というんですかね、土地分類の技術、これも伝承していかないといけないなと思っています。すみません、こんな余計なことを申し上げたのは、実は次の10年には私はもういないんだろうと思いますので、遺言のつもりで申し上げました。

(清水委員長) 何をおっしゃいますか。いや、でも、ありがとうございます。今回の中間年見直しで、この10カ年計画という点では、この内容でよろしかろうという、そういう理解でよろしいですか。長期的ないろいろ課題を教示いただきましたけれども、津波への対応なんていうのは、大変重要だと思うんだけど、この10カ年計画ではそこまではやれないという、そういう理解ですかね。

(阿子島委員) はい。

(国土情報課長) 今回の土地履歴調査を始める前でも、やはり2年、3年ぐらい検討して、設計してますので、なかなかそこを変えらるとなると、やはりまた検討が必要。

(清水委員長) 長期構想を書く報告書でもないので、今回はちょっと見送らせていただく。

(国土情報課長) はい、次期計画で対応したい。

(清水委員長) はい、ありがとうございます。それでだんだん時間がなくなってきました、すみません、私の進行がよろしくなくて。ただできれば、皆様からお一言でも報告書に対するコメントを頂戴したいと思いますので、お願いできますか。

(山下委員) それでは1点だけちょっとお願いしたいと思いますが、7ページなんですけれども、この中段に、「また」という段落がございまして、「計画策定後、新たな測量技術が急速に実用化されてきており」というくだりがあるんですけれども、その方向性につきましては、ちょっとよくわからない表現になっているんじゃないかなと。「最新技術に対応した手法、それから精度等を標準的に採用する体系に向けて、関係機関が連携して抜本的な検討」ってちょっとよくわからないので、もう少し具体的に書かれたほうがいいのかというのをちょっと。

(地籍整備課長) これは、要は、準則を変えると、衛星測位やなんかの技術を使った形の、そういう抜本的な改正をするということですので、もうちょっとわかりやすい表現にするよう検討します。

(清水委員長) その辺はきちっと書いたほうがいいですね。抜本的と言われると、何か私のイメージだと、その程度はあまり抜本的とは言わないというか、当然変えるべきだろうという話なんで。だから抜本的だと意味深ですよ、やはり。ですから具体的に書かれればいいところかなっていう、私も実はここ同じ印象を持ったんです。

(地籍整備課長) はい、じゃあちょっと検討いたします。

(清水委員長) はい、どうもありがとうございます。そのほかいかがでございますでしょうか。

(三島委員) 9ページの山村部における基本調査の推進のところで、航空写真の話が出てくるのですが、日本の中では過去に航空写真がいろいろなかたちで写されており、特に最初は、米軍の写したものから、その後どんどんいろんなかたちで写され、だいたい5年ごとぐらいに写されてきました。これはある意味で、履歴みたいな話になってきていて、私たち山の関係者は境界明確化にも過去の航空写真をうまく活用しようということで、今やっているところなのですけれども、そういった意味で、特にオルソ化が、わりと簡単に、技術的にできるようになってきていますので、そういった意味で実際に境界明確化をする段階で、そういった過去の航空写真に写っているそのものの部分(伐採したり植栽したりしている写真)をうまく活用すると、もっともっと進捗していくというか、正確になっていくということもあるし、もしかすると、境界の確定の部分なんかの話(境界画定ができる客観的な資料)に出てくる時に、過去のデータとして、それをうまく使うと、もう少し早く進捗するのではないかなと思っています。今までの話じゃないですけれども、そういったもの(過去の航空写真)をぜひ活用していただけるといいかなと思っています。以上です。

(清水委員長) はい、どうも。はい、そのほか、いかがでしょうか。

(中山委員) 同じ話で大変申し訳ないんですけれども、地籍調査の成果ということで、山野目先生がおっしゃっていた、それから中林先生もおっしゃっていた所有者の確認、これは最大のメリットだと思うんです。ですので、そこら辺のところをもうちょっと具体的なもので、どこかに盛り込んでいただくとありがたいなというふうに思います。

あとあまり取引が見込まれない地域ということで、山野目先生のほうからもお話ありましたけれども、その中でもやはり墓地とか、原野とか、いわゆる一番は墓地ですよ。いわゆる非課税対象になっている土地に対しては、所有者がもうわからなくなっているという現状があります。あとは外何名、共有地ですね。そういうところも今回の地籍調査によって、明らかになるっていう、そういうメリットもあるんだということも、大変申し訳ないんですけれども、どこかに書き込んでいただければありがたいなというふうに思っております。以上です。

(清水委員長) どうもありがとうございます。千葉さん。

(千葉委員) 報告書のほうは、私はこれで結構だと思います。私ども、受注者側の立場から、こまごまとした問題点等、またあろうかと思imasので、現場サイドから見た推進に対する提案等ありましたら地籍整備課さんのほうと協議させていただきたいと思っております。

(清水委員長) すいません、どうもありがとうございます。

(中山委員) 申し訳ありません、一言言い忘れた。中林先生がおっしゃった2項道路の話のところで、確か都内だったと思うんですけれども、2項道路に協力したところについては、ここは2項道路ですよっていうのが確か貼ってあったと思うんですよ。それと同じように、このエリアは地籍調査が済んでますよとか、何かそういう表示的なものは地域住民の方にアピールになるのではないのかなというふうに思いました。以上です。

(千葉委員) 地籍調査を実施したところは、地籍図根点等の表示がある基準杭が道路にありますので、多分やられているんだなというような判断になろうかと思うんですけれども。

(中山委員) 看板的なもので、何かそういう。

(清水委員長) もう少しわかりやすく。

(中山委員) 市街化区域とか、そういう分けみたいな。

(清水委員長) わかりやすくというか、目に見えやすくというような。はい、どうもありがとうございました。若松先生。

(若松委員) 皆さんすごく有意義な発言なさって、特にコメントはございませんが、この地籍調査と土地履歴は、両方とも震災と深く関わっているものだと思います。この報告書が、このタイミングで公表されるのは非常に良いことだと思いますが、でも話題として地味なんですよ。地籍調査や土地履歴調査の重要性を社会的にもう少し大きくアピールする方法がないでしょうか。記者発表の方法などを工夫していただければと思います。

(清水委員長) はい、どうもありがとうございます。今日、資料で配ってくださったこの、あれですよ、これの記者発表6月24日、こういうのがぱっと新聞に出て、地価公示価格なんてこうやって公表すると、全国紙でのトップニュース的に扱われるじゃないですか。トップニュースはないにしても、毎年この進捗率が公表されると、新聞で紹介されて、それに対するちょっとした論説が出るとかですね、何かそういう時が、時代が来るといいかななんて思いますけどもね。年1回ちょっとね、国民は真剣に考えようというような、そういう契機になるといいですね。はい、どうもありがとうございました。それでは本当にもう時間がなくて、大変申し訳ない。

(中林委員) 1点だけ、いいですか。

(清水委員長) はい、どうぞ。

(中林委員) すいません、4章の土地分類調査の(2)の2と3のところなんですけれども、中間年における見直しとして、引き続き地方部、これ地方部って、都市部に対して地方部なんですか。計画後半も地方部においてやりますということなんですけれども、こ

の71%、25年度末でやってるということは、都市部はもうだいぶもう終わっているんですという話ならあれなんですけれども、何か地方部がちょっと目立ちすぎじゃないですけども、何かもう少し都市部も含めて、実は元の地形地質がまったくわからないというのは、地方よりも都市部のほうが大きい課題なので、私としては都市部というのが今後の方向としてはあるかななんてちょっと思いながら、読ませていただきました。

(国土情報課長) 10カ年で1万8,000平方キロメートル、ここで済んでおります、その中でだいたい三大都市圏、予定していた三大都市圏の都市部についてはほぼ終わっております。そういう意味で、これからも地方の県庁所在地を中心とする中核都市でやるということです。

(中林委員) じゃあ、71%のところそのことを少し書いておいていただいたほうが、どこが終わって、どこが残ってるんだと。

(国土情報課長) はい。

(清水委員長) はい、どうもありがとうございます。それでは、今日時間ございましたが、もしまだ重要なご指摘がありましたら、今日この会議の後でも結構ですし、メールでもよろしいですか。どのぐらいの期間よろしいですかね。1週間ぐらい。1週間ぐらいであればということですので、まだ追加的なご意見等ございましたら、ぜひ事務局のほうにメール等でご連絡をいただければと思います。

その後なんですけど、もしよろしければ、今日頂戴した、あるいはこれからメール等で頂戴したご意見・ご指摘を踏まえて、事務局のほうでバージョンアップしていただいて、それと私にご一任をいただいて、事務局とやり取りをしまして、報告書を完成させるという格好にさせていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(山野目委員) いま委員長からお話があったように、委員長と事務局にぜひお任せ申し上げさせていただきたいということを申し上げさせていただいた上で、ぜひ委員長に実質的に中身を見ていただきたいというふうに考える部分がございます。

実は、今日話題になった所有者を確認する地籍調査の効用のことというのは、中山委員もご賛同いただいたし、皆さん、その問題意識を共有していただいたことは大きな前進であると考えますが、報告書の文章に書き入れるにあたって、従来の地籍調査の考え方との関係での整理が少し難しいというか、文章にしにくい部分があるとも感じます。ですから、そこは少し、今回の報告書に盛り込むか、盛り込むとしたらどう盛り込むか、また盛り込まないけれども、この議事は皆様が共有して、今後の課題としていただくということあたりが、委員長にぜひ、大変恐縮ですけども、お任せ申し上げて、実質的にご判断いただきたいということも含めて、よろしく願いいたします。

(清水委員長) いや、結構大変な、言わんとすること、非常によくわかります。確かに文章で書くと、ちょこっと書いただけだと、すごくね、なんだこりゃって、陳腐な話だなみたいになるし、きちっと書こうとすると、確かに難しいですね。ですから、ちょっとご検討いただいて。ただ、これだけ今日皆様からご意見出たし、そういうことの重要性という

のはご指摘をいただいたわけですから、何か盛り込みたいですよ。ですから、さらっと盛り込んで、ただ、その背景には、われわれこういう議論が今回あったんだよという形でも残すということは必要かなと思いますけれども。その辺、ちょっと検討していただけますか。とにかく法律的にちょっと悩む格好の文章になったら、山野目先生にちょっとそこでご登場いただいて、チェックしていただく場合があるかもしれません。その際は。

(山野目委員) かしこまりました。

(清水委員長) よろしくお願ひします。じゃあそういう条件付きで、ご一任をいただくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。それではちょっと時間オーバーしましたが、その他ということで、事務局へお返ししたいと思ひます。

(地籍整備課国土調査企画官) ありがとうございます。報告書につきましては、委員長に一任となりましたので、各委員のご指摘を踏まえて、修正の上、委員長にもご相談させていただき、確定版とさせていただきたいと思ひます。また、確定版の報告書につきましては、委員長のご了解をいただいた上で、公表させていただきたいと考えております。最後に閉会にあたりまして、土地・建設産業局次長、江口よりご挨拶を申し上げます。次長、よろしくお願ひします。

(土地・建設産業局長次長) 土地・建設産業局長の江口です。それでは閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本来であれば、局長の毛利よりご挨拶申し上げるべきところですが、まことに申し訳ございません、ちょっと所用により欠席ということで、私のほうからご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、本当にご多忙中の中、計3回にわたりまして、熱心にご議論をいただきました。本当にありがとうございます。もう今日は時間をもうオーバーしての熱心なご議論ということで、本当に感謝しております。

第6次十箇年計画の中間見直しの一環ということで、皆様それぞれのご専門の立場からご議論いただきました。国土調査の今後のあり方について、本当に貴重なご意見を頂戴できたというふうに思っております。心から御礼を申し上げます。

それから清水委員長におかれましては、議事の総括という重責を担っていただきまして、最後、土地所有の件につきましても、見事に裁いていただいたということで、本当にありがたく思っております。

これまで本当に大事なご議論いただきました。例えば緊急性の高い地域の調査の優先度を高めていく。あるいは国、それから自治体の広報への取り組みをもっと熱心にやっていくべきだ。あるいは森林組合の活用、その他、取り上げればきりがないうちでございませうけれども、こういった貴重なご提言を報告書に取りまとめさせていただくことができましたし、もちろんわれわれといたしましては、この報告書をできる限り、その実現に向けて、取り組んでいこうというふうに思っております。

それから特に災害の関係につきましては、地籍調査の成果が迅速な復旧・復興に寄与したと。あるいは土地履歴調査の成果が防災施策のための基礎資料として活用されると。そ

ういったことに見られますように、震災を契機として、国土調査の重要性が改めて確認をされたというふうに認識をしております。こういった震災の教訓を踏まえまして、国交省としても国土調査の一層の促進に力を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

最後になりますけれども、委員の皆様方からいただきましたご提言、ご協力に対しまして、改めて感謝を申し上げたいというふうに思いますし、この委員会終了後も、引き続きご指導、ご支援をお願いをいたしまして、御礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

(地籍整備課国土調査企画官) それでは以上をもちまして、すべての議事は終了いたしました。これまで熱心なご審議をいただき、どうもありがとうございました。引き続き、国土調査の推進について、ご指導、ご協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。なお本日お配りいたしました資料につきましては、お席に置いていただければ、後ほど事務局よりお送りいたします。どうもありがとうございました。

(清水委員長) どうもありがとうございました。